

関する各種支援について



められているので、該当する部分についてご覧ください。

令和2年5月18日時点のものです。最新の情報は右の2次元コードから市ホームページをご覧ください。

内 容

問い合わせ先

給付対象者 1人につき10万円 を支給。申請は郵送またはオンラインで。 申請書が既に送付されているので、6月1日(月)になっても届いてない人は右記のコールセンターへお問い合わせください。給付金に関連した特殊詐欺にご注意ください。	豊中市特別定額給付金コールセンター ☎6151-5181
児童手当(特例給付を除く)の対象となる子ども 1人当たり1万円 を支給(申請不要) ただし、公務員は申請が必要	こども未来部子育て給付課 ☎6858-2269
児童手当(特例給付を除く)の対象となる3人以上の子を持つ世帯に対し、給付金 3万円 を支給(4人目以降1子につき 1万円 を加算)(申請不要) ただし、公務員は申請が必要	こども未来部子育て給付課 ☎6858-2329
住居を失っているまたは失う恐れがある場合に給付金(家賃)を支給 給付額は収入や世帯人数により異なる	くらし再建パーソナルサポートセンター ☎6858-5075
給与等の支払いを受けている加入者が、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われることにより、 給与等の支払いを受けることができなくなった場合 に傷病手当金を支給	健康医療部保険給付課 ☎6152-5123
社会福祉協議会が行う生活福祉資金新型コロナウイルス感染症特例貸付を申請した人に、貸付までのつなぎ資金を支給。 1世帯当たり3万円 (1回限り)	福祉部福祉事務所 ☎6858-3017
減免 できる場合があるため、詳細は6月中旬(国保・介護)、7月中旬(後期)に送付される保険料決定通知書同封チラシをご覧ください。	健康医療部保険資格課 ☎6858-2301
国民年金第1号被保険者は、特例で 免除または納付猶予 できる場合があります。詳細は市ホームページをご覧ください。	健康医療部保険資格課 ☎6858-2264
令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する個人市府民税、法人市民税、固定資産税などすべての市税のうち、納期が到来していないものについて、 1年間市税の徴収の猶予 を受けることができます。	財務部債権管理課 ☎6858-2161
離職や収入減少などご事情をおうかがいして、 支払い期限の延長や分割納付 の相談をお受けしています。	上下水道局お客さまセンター窓口課 ☎6858-3681
普通貸付：単身世帯 10万円 、複数世帯 20万円 を上限 特別貸付(災害等)：単身世帯 20万円 、複数世帯 30万円 を上限 ※貸付には保証人が必要です。	福祉部福祉事務所 ☎6858-2241
<貸付上限額> 20万円 以内	豊中市社会福祉協議会 ☎6848-1313
<貸付上限額> 単身世帯 月15万円 以内、複数世帯 月20万円 以内(原則3か月以内)	豊中市社会福祉協議会 ☎6848-1313
就業できなかった日について、 1日当たり4,100円	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金 コールセンター ☎0120-60-3999
見守りが必要な家庭に食材や弁当等の配達を通じて子どもの見守りを継続する子ども食堂に対して補助	こども未来部こども政策課 ☎6858-2259

新型コロナウイルス感染症に

新型コロナウイルス感染症に関連する各種支援策を紹介します。対象者ごとにまと

掲載してある情報は

市民向け

	対象者	事業名
給付	全ての人	特別定額給付金
	子育て世帯の人	子育て世帯への臨時特別給付金
		子育て応援特別給付金
	休業等により収入が減少し、 住居を失う可能性がある人	住居確保給付金
	国民健康保険・後期高齢者医療制度 加入の人	国民健康保険 傷病手当金 後期高齢者医療制度 傷病手当金
休業等により収入が減少し、 生活が苦しい人	生活支援緊急給付金	
減免・納付猶予	休業等により収入が減少し、 保険料の支払いが困難な人	国民健康保険・介護保険料・ 後期高齢者医療制度 減免制度
		国民年金保険料 臨時特例制度
	市税等の支払いが困難な人 (事業者も対象)	市税の徴収猶予の特例
水道料金・下水道使用料の支払いが 困難な人(事業者も対象)	水道料金・下水道使用料の 支払い相談	
貸付	休業等により収入が減少し、 生活が苦しい人	生活援護資金貸付制度
		緊急小口資金(特例)
		総合支援資金【生活支援費】(特例)
その他	小学校等の臨時休業等に伴い、 仕事ができなくなった、 委託を受けて個人で仕事をする保護者	小学校休業等対応支援金
	子ども食堂	子ども食堂フードデリバリー事業

ウイルス感染症に関連する各種支援策を紹介します。

内 容	問い合わせ先
新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業全般に使える給付金を支給 法人： 200万円 以内 個人事業者： 100万円 以内	持続化給付金事業 コールセンター ☎0120-115-570
一般消費者との対面サービスを行う小規模事業者で令和2年4月の売上げが前年同月比で50%以上減少している場合 交付額 20万円	都市活力部産業振興課 ☎6151-2070
介護資格の有無を問わず、5月1日以降、新規雇用した場合、労働者の報酬や実費経費の支援金を交付。また、長期雇用し、その労働者の介護資格取得に係る研修費用の一部を交付。(どちらも先着順)	福祉部地域共生課 ☎6858-2219
雇用の維持を図った場合の労働者に対する休業手当、賃金等の一部を助成 (新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、対象者の拡大・助成率の拡充・手続きの簡素化などの特例措置が取られている)	大阪労働局助成金センター ☎7669-8900
保護者である従業員が小学校等の臨時休校に伴い休んだ際、年次有給休暇とは別の有給の休暇を取得させた場合に助成	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金 コールセンター ☎0120-60-3999
新型コロナウイルス感染症対策としてのテレワークの新規導入や特別休暇の規定整備に対する助成	【テレワークコース】テレワーク相談センター ☎0120-91-6479 【職場意識改善特例コース】大阪労働局雇用環境・均等部企画課 ☎6941-4630
市内の医療・福祉等従事者の方で、市内の宿泊施設等へ宿泊した際の本人分の宿泊費の一部を助成 一人当たり1日3千円 (上限) × 20泊分 (上限)	福祉部福祉指導監査課 ☎6858-2441
生活の維持に必要で、長時間の対面や接触が伴う業種を対象 衛生用品等(マスク、手袋、消毒液、テイクアウト容器等)の購入費用(上限： 3万円)を助成	都市活力部産業振興課 ☎6151-2070
セーフティネット保証4号・5号または危機関連保証に係る事業資金の借り入れに対する信用保証料助成 (上限： 20万円 、利用回数の制限なし)	都市活力部産業振興課 ☎6858-2189
新型コロナウイルス感染症の影響により業況が悪化した事業者に対する融資制度 (信用力や担保によらず一律金利)	日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル ☎0120-154-505
新型コロナウイルス感染症の影響により業況が悪化した事業者に対する融資制度	大阪府商工労働部中小企業支援室 金融課 ☎6210-9508
日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借り入れを行った中小企業のうち、売上げが急減した事業者に利子補給を行い、同貸し付けの金利を実質無利子化	中小企業金融・給付金相談窓口 ☎0570-783183
危機関連保証制度及びセーフティネット保証制度における特定中小企業者の認定制度	都市活力部産業振興課 ☎6858-2189

このページでは主に事業者に向けた新型コロナウ

事業者向け

	対象者	事業名
給付・支援金	売上げが前年同月比で 50%以上減少している 法人や個人事業者	持続化給付金
	自主休業や時間短縮などの 感染防止策を講じている 市内の小規模事業者	豊中市小規模事業者応援金
	福祉サービス事業者	豊中市福祉サービス継続を 目的とした地域人材活用支援金
助成	新型コロナウイルス感染症の 影響を受けた、 従業員の雇用の維持を図る事業者	雇用調整助成金 小学校休業等対応助成金
	働き方改革を進める中小企業者	働き方改革推進支援助成金 (テレワークコース、 職場意識改善特例コース)
	市内の医療機関や福祉施設等の従事者	医療・福祉等従事者宿泊費助成事業
	新型コロナウイルス感染症対策を 講じた事業者	産業活動助成金
	セーフティネット保証4号・5号または 危機関連保証に係る事業資金の 借り入れを行った市内中小企業者	豊中市新型コロナウイルス対策 信用保証料助成金
	収入が減少した事業者	新型コロナウイルス感染症特別貸付
貸付	売上げが減少している中小企業者	大阪府新型コロナウイルス感染症 対応緊急資金
	日本政策金融公庫の 「新型コロナウイルス感染症特別貸付」 により借り入れを行った中小企業者	特別利子補給制度(実質無利子)
その他	新型コロナウイルス感染症の 影響を受けた中小企業者	セーフティネット保証4号・5号、 危機関連保証の認定

各 種 相 談 窓 口

事業の経営相談

■ 大阪府よろず支援拠点

時月曜～金曜(祝日を除く) 9時30分～17時30分
☎4708-7045

■ 豊中商工会議所 中小企業相談所

時月曜～金曜(祝日を除く) 9時～17時30分
☎6845-8004

経営上の金融相談

■ 中小企業金融相談窓口

時月曜～日曜(祝日を含む) 9時～17時
☎0570-783-183

債務についての相談

■ 多重債務者相談窓口(くらし支援課)

時月曜～金曜(祝日を除く) 9時～12時、13時～16時 ※要電話予約
☎6858-6656

再就職したい方

■ 豊中市地域就労支援センター(くらし支援課)

時月曜～金曜(祝日を除く) 9時～17時
☎6858-6861 ※要電話予約

■ 豊中しごとセンター(くらし支援課)

時月曜～金曜(祝日を除く) 9時～17時、毎月第2土曜
10時～13時
☎6398-7463

事業主と労働者の雇用・労働に関する相談

■ 豊中市労働相談(くらし支援課)

時月曜・水曜・金曜(祝日を除く) ※6月中は月曜～金曜
10時～12時、13時～16時
☎6858-6863

■ 大阪労働局 特別労働相談窓口

時月曜～金曜(祝日を除く) 9時～17時(火曜は18時まで)
☎0120-939-009

収入が減少し、今後の生活について相談したい方

■ くらし再建パーソナルサポートセンター(くらし支援課)

時月曜～金曜(祝日を除く) 9時～17時 ※要電話予約
☎6858-5075

生活保護に関する相談

■ 豊中市福祉事務所

時月曜～金曜(祝日を除く) 9時～17時15分
☎6858-2245(本庁) ☎6334-4055(庄内)

教育に関するさまざまな悩みや子どもの心理・行動などに関する相談窓口

■ 教育相談総合窓口(教育委員会事務局 児童生徒課)

時月曜～金曜 9時～17時
☎6840-8121

子どもに関する相談窓口・子ども自身が相談できる窓口

■ こども総合相談窓口(こども相談課)

時24時間365日受け付け(電話のみ)
来所は月曜～金曜(祝日を除く) 9時～17時15分
☎6852-5172

■ こども専用とよなかっ子ダイヤル(こども相談課)

時24時間365日受け付け(電話のみ)
☎0120-307-874

人権に関する相談

■ 豊中市配偶者暴力相談支援センター

時月曜～金曜(祝日を除く) 9時～17時
☎6152-9893

■ 人権相談(とよなか人権文化まちづくり協会)

時月曜・水曜・金曜(祝日を除く) 9時～12時、13時～17時
☎4865-3655

■ 総合生活相談(とよなか人権文化まちづくり協会)

時火曜・木曜・土曜(祝日を除く) 9時～12時、13時～17時
☎4865-3713

こころの健康相談

■ 豊中市保健所保健予防課

時月曜～金曜(祝日を除く) 9時～17時15分
☎6152-7315

10万円の給付金詐欺に関する相談

■ 新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン

時月曜～日曜(祝日を含む) 10時～16時
☎0120-213-188

新型コロナウイルス感染症の症状が見られる場合の相談

■豊中市新型コロナウイルス感染症コールセンター
(帰国者・接触者相談センター)

☎月曜～金曜9時～17時15分

☎6151-2603 FAX6152-7328

※月曜～金曜17時15分から翌9時までおよび土曜・日曜・祝日は大阪府全体のコールセンターをご案内します。

■府民向け相談窓口

☎月曜～日曜(祝日を含む)

9時～18時(土曜・日曜・祝日も受け付け)

☎6944-8197

■厚生労働省電話相談窓口

☎月曜～日曜(祝日を含む)

9時～21時(土曜・日曜・祝日も受け付け)

☎0120-565653

みんなで始めよう「新しい生活様式」

基本の感染症対策は今後も継続



身体的距離の確保

- 人との間隔はできるだけ2メートル(最低1メートル)
- 遊びに行くなら屋内より屋外
- 会話では、可能な限り真正面を避ける

移動の感染対策

- 感染流行地域の行き来は控える
- 帰省や旅行は控えめに
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかメモ



マスクの着用

- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用

手洗い

- 帰宅時や食事前には手洗い
- 水とせっけんで丁寧に30秒
- 手指の消毒でも可



日常生活はどうしたらいいの？



買い物

- 通販や電子決済の利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 計画をたてて素早く
- サンプルなど展示品の接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

食事

- 持ち帰りやデリバリーも利用
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで
- 料理に集中、おしゃべりは食後に
- お酌や、グラスなどの回し飲みは避けて

スポーツ

- 公園はすいた時間や場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは十分な距離をとって

娯楽

- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居はしない
- 歌や応援は、十分な距離がオンラインで

公共交通機関

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も



長内繁樹市長からのメッセージ

市民、事業者の皆さんにおかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に、日々ご協力賜りありがとうございます。また、医療をはじめ、介護、保育等の最前線で従事されておられる方々に心から感謝申し上げます。

皆さんお一人おひとりの行動変容のおかげで、新規感染者数は減少してきておりますが、再び感染が拡大しないよう、引き続き、新しい生活様式を意識した行動をお願いいたします。

今後も市民の皆さんとともに感染拡大防止に取り組むとともに、この難局を乗り越えるため、国や府の制度の対象とならないところをしっかり目を向けて、施策を進めていきます。